

山口県報

令和元年
6月11日
(火曜日)

目次

- 告示
保安林予定森林(長門市)(森林整備課)……………一
道路の位置の指定(建築指導課)……………一
- 公告
令和元年クリーニング師試験の実施(生活衛生課)……………二
特別保護地区の指定の案の縦覧(自然保護課)……………三
- 公安委規程
山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程……………三



山口県告示第四十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

令和元年六月十一日

山口県知事 村岡 嗣政

一 保安林予定森林の所在場所

- 長門市三隅下字城ノ腰二九八、二九九、三〇一、三〇三、三〇四、四〇三八の一、四〇三九、四〇四〇、四〇四一の一、四〇四一の三、字三把ヶ浴一〇〇三七の二、一〇〇三七の五、字森一〇〇七〇、字地吉一〇〇七八の五、一〇〇七八の七、字城山一〇〇八〇の一、一〇〇八〇の二、字鑄者師釜一〇〇九の一、一〇〇九の四、三隅

上字四ノ瀬四六六、四六八、四六九、三隅中字西河内一〇二二の一

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

長門市三隅下字城ノ腰四〇三九・字地吉一〇〇七八の五・三隅上字四ノ瀬四六

六・四六九(以上四筆については次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、長門市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び長門市経済観光部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

令和元年六月十一日

山口県知事 村岡 嗣政

地名及び番地	幅員(メートル)	延長(メートル)	指定年月日
下松市望町一丁目四八の三三、四八の三四、四八の三八及び四八の三九	四・〇	四六・六	令和元、五、三〇



(三二) 令和元年クリーニング師試験の実施

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第七条第二項の規定により、令和元年クリーニング師試験を次のとおり実施します。

令和元年六月十一日

山口県知事 村岡 嗣政

一 試験の日時及び場所

(一) 日時

令和元年九月一日(日曜日)午前十一時から

(二) 場所

山口市吉敷下東三丁目一番一号

山口県総合保健会館

二 試験の内容

(一) 学科試験

1 衛生法規に関する知識

2 公衆衛生に関する知識

3 洗濯物の処理に関する知識

(二) 技能試験

1 洗濯物の処理に関する知識

(1) 薬品の鑑別

(2) 繊維の識別

(3) 絵表示の判別

2 洗濯物の処理に関する技能

白無地カッターシャツ(木綿一〇〇パーセントのもの)のアイロン仕上げ

三 受験資格

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十七条に規定する者(クリーニング業法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第五十四号)附則第五項の規定により同条に規定する者とみなされる者を含む。)

四 受験願書の受付期間

令和元年七月八日(月曜日)から同月二十六日(金曜日)まで(郵送の場合は、七

月二十六日までの消印のあるものは、有効とする。)

五 受験願書の提出先

(一) 県内に居住する者

住所地を所管する保健所(萩市又は山陽小野田市に住所地がある者については、当該住所地の市役所)

(二) 県外に居住する者

山口市滝町一番一号(郵便番号七五三一八五〇二)

山口県環境生活部生活衛生課

六 提出書類

(一) 受験願書

(二) 履歴書

(三) 受験資格があることを証明する書類

(四) 写真(手札型とし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。)

七 受験手数料

八千三百円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 合格者の発表

(一) 合格者の発表日等については、試験当日通知する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県環境生活部生活衛生課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

九 その他

(一) 受験案内、受験願書等の請求は、最寄りの保健所、萩市役所、山陽小野田市役所又は山口市滝町一番一号 山口県環境生活部生活衛生課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「クリーニング師試験」と朱書し、百二十四分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒(縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの)を同封すること。

(二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所、萩市役所、山陽小野田市役所又は山口県環境生活部生活衛生課(電話〇八三一九三三―二九七〇)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十二円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(二三) 特別保護地区の指定の案の縦覧

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十九条第一項の規定により、特別保護地区を指定したので、同条第四項において準用する同法第二十八条第四項の規定により、当該指定に係る特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該特別保護地区の保護に関する指針の案を次のとおり縦覧に供します。

令和元年六月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 特別保護地区の名称

峨眉山鳥獣保護区特別保護地区

二 特別保護地区の区域

峨眉山鳥獣保護区の区域(面積 四七ヘクタール)

三 特別保護地区の存続期間

令和元年十一月一日から令和十一年十月三十一日まで

四 特別保護地区の保護に関する指針の案

(一) 特別保護地区の区分

身近な鳥獣生息地

(二) 指定の目的

当該区域は、広葉樹を中心とした森林を有し、メジロ、ウミネコ、トビ等の各種の鳥獣にとって良好な生息環境にあるものと認められることから、特別保護地区として指定し、当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。

五 縦覧の期間

令和元年六月十一日から同月二十四日まで

六 縦覧の場所

山口県周南農林水産事務所

一 特別保護地区の名称

霜降山鳥獣保護区特別保護地区

二 特別保護地区の区域

霜降山鳥獣保護区の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 七十八ヘクタール)

三 特別保護地区の存続期間

令和元年十一月一日から令和十一年十月三十一日まで

四 特別保護地区の保護に関する指針の案

(一) 特別保護地区の区分

森林鳥獣生息地

(二) 指定の目的

当該区域は、広葉樹を中心とした森林を有し、メジロ、オオバン、エナガ等の各種の鳥獣にとって良好な生息環境にあるものと認められることから、特別保護地区として指定し、当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。

五 縦覧の期間

令和元年六月十一日から同月二十四日まで

六 縦覧の場所

山口県美祢農林水産事務所

〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県美祢農林水産事務所に備え置いて縦覧に供する。



山口県公安委員会規程第一号

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年六月十一日

山口県公安委員会

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程(平成元年山口県公安委員会規程第一号)の一部を次のように改正する。

別表第二の二十八の表中「国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律」を「重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律」に改め、同表第八条第三項の項中「第8条第3項」を「第9条第3項」に改める。

附 則

この規程は、令和元年六月十三日から施行する。

令和元年六月十一日
発行

発行人

山口県知事